



2021年9月16日

各 位

会社名 株式会社 E d u L a b  
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 高村 淳一  
(コード 4427 東証第一部)  
問合せ先 代表取締役副社長兼 CFO 関 伸彦  
(TEL. 03-6625-7710)

**2021年9月期第3四半期報告書の提出期限の延長（再延長）  
に係る承認申請書提出に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長（再延長）に係る承認申請書を関東財務局へ提出することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

2021年9月期第3四半期報告書（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

2. 延長（再延長）前の提出期限

2021年9月16日（木）

※本来の法定提出期限は2021年8月16日（月）ですが、2021年8月13日（金）付にて関東財務局より、提出期限の延長をご承認いただいております。

3. 延長（再延長）が承認された場合の提出期限

2021年10月15日（金）

4. 提出期限の延長（再延長）を必要とする理由

2021年8月2日付で公表いたしました「特別調査委員会設置及び2021年9月期第3四半期決算発表延期に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、当社及び当社の連結子会社である株式会社教育測定研究所（以下「教育測定研究所」といいます。）と、その特定の顧客との間の一部取引（以下「本件取引」といいます。）において、一連の経緯や価格の妥当性を踏まえた経済合理性について、当社と利害関係を有さない弁護士及び公認会計士からなる特別調査委員会による調査（以下「本件調査」といいます。）を行うことを決定いたしました。これに伴い、当社は、2021年8月13日付で関東財務局に対し、2021年9月期第3四半期報告書の提出期限延長を申請し、同日付で関東財務局から提出期限を2021年9月16日とする旨の承認をいただきました。

本件調査にあたり、特別調査委員会は、当社及び教育測定研究所の関係役員に対するインタビュー、デジタルフォレンジック、質問調査、専用ホットラインの設置等

を行い、当社は、本件取引の経済合理性についての特別調査委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

特別調査委員会による調査は当初予定通り進捗し、当社は、2021年9月期第3四半期報告書を2021年9月16日までに提出することができるスケジュールで、特別調査委員会から調査報告書を受領する予定でございました。

特別調査委員会によると、本件調査についての現時点での暫定的な評価としては、本件取引に関して、取引対象の実在性自体に疑義は生じていないものの、その価格の算定の根拠等が十分とは言えないものも存在することとあります。また、特別調査委員会からは、本件取引に関して、2020年9月期の第3四半期から2021年9月期の第2四半期にかけて会計処理の修正を行う必要があること等を指摘されており、後記の追加調査の結果も踏まえた調査報告書を受領次第、同報告書を踏まえた対応を行う予定です。

その一方、本件調査の過程において、本件取引とは関連性のない、当社連結子会社と当社関連会社との間の一部取引に関して、売上の計上が実態を伴うものであるかについての懸念が検出されたため、有限責任 あずさ監査法人（以下「あずさ監査法人」といいます。）より、追加の調査が必要となる旨の報告を受けました。

これを受け、当社といたしましては、特別調査委員会の調査対象範囲を拡大し、併せて調査体制を拡充すること、また、かかる追加調査についても全面的に調査に協力することを決定いたしました。特別調査委員会の拡充にあたっては、新たな調査委員としてEYフォレンジック・アンド・インテグリティ合同会社の荒張 健氏を追加し、以下の4名から構成される特別調査委員会において調査を継続することとし、調査補助者についても拡充を行う予定です。

委員長	藤津 康彦	弁護士	森・濱田松本法律事務所
委員	宮田 俊	弁護士	森・濱田松本法律事務所
委員	井上 寅喜	公認会計士	株式会社アカウンティング・アドバイザーズ
委員	荒張 健	公認会計士	EYフォレンジック・アンド・インテグリティ 合同会社

以上の事情により、特別調査委員会による追加調査及び調査報告書の作成、並びにこれらを踏まえた2021年9月期第3四半期報告書の作成及びあずさ監査法人による監査手続が、延長承認をいただいた2021年9月16日までに完了できない見込みとなり、提出期限までに本四半期報告書を提出することが困難な状況と判断いたしました。このため、当社は、本四半期報告書について、提出期限延長（再延長）に係る承認申請書を関東財務局へ提出することにいたしました。

## 5. 今後の予定

今回の提出期限延長（再延長）の申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、特別調査委員会の調査報告書につきましては、受領後速やかにお知らせいたします。

以 上